

**Mate/VersaPro SupportPack G8**  
**引取修理**  
**ご利用の手引き**

**NECフィールドディング株式会社**



## はじめにお読みください

このたびは、NEC パーソナルコンピュータ株式会社製パーソナルコンピュータ[Mate、MateJ シリーズ、VersaPro、VersaProJ シリーズ](以下「NEC 製 PC」といいます。)のハードウェアメンテナンスサービスのパッケージ製品「Mate/VersaPro SupportPack G8 引取修理」(以下「本パック」といいます。)をお買い上げいただきありがとうございます。

本パックに基づくサービス(以下「本サービス」といいます。)をお受けいただくため、本パックの開封後、すぐに次のことをごこなっていただきますようお願いいたします。

### 1. 本パックの内容物をご確認ください。

本パックの内容物は次のとおりです。内容物がすべて揃っているか、ご確認ください。万一不足がある場合は、速やかにご購入元までご連絡ください。

- ① Mate/VersaPro SupportPack G8 引取修理 ご利用の手引き(本書)
- ② Mate/VersaPro SupportPack G8 引取修理 お客さま登録カード(お客さま情報とご利用の機器を当社に登録するカード)
- ③ 返信用封筒(「お客さま登録カード」を返送するための封筒)

### 2. 本書の内容にご同意できることをご確認ください。

本書の内容にご同意いただけない場合は、お買い上げから 14 日以内に本パックをご購入元にご返却ください。領収書その他の購入を証するものと引き換えに本パックの購入代金をお返しいたします。

### 3. サービス対象機器・期間をご確認ください。

本サービスの対象機器と本パックの型番が一致しているかどうか、サービス期間が正しいかどうかをあらかじめご確認ください。お客さまが本サービスのご利用を途中で中止した場合でも、**お支払済みの代金は返金いたしません**のでご注意ください。本サービスの実施期間は、後記「Mate/VersaPro SupportPack G8 引取修理 サービス内容と条件」の「3. 本サービスの提供期間」に記載のとおりです。

※本サービスの実施期間には、対象機器のメーカー保証期間を含みます。

※対象機器を構成する部品である HDD および SSD (以下「ドライブ」といいます。)に個人番号(マイナンバー)情報が含まれている場合、当該部品に対する本サービスの提供は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「マイナンバー法」といいます。))上の「個人番号関係事務又は個人番号利用事務の委託」に該当するため、本サービスの対象外となります。

### 4. 【重要】お客さま登録カードのご記入とご返送をお願いします。

本サービスをお受けいただくには、事前にお客さま情報の登録が必要です。

同梱の「Mate/VersaPro SupportPack G8 引取修理 お客さま登録カード」(以下「お客さま登録カード」といいます。)に必要事項をご記入のうえ、本サービスの対象機器の保証書コピーとともに、**本パックのご購入日から 30 日以内に、当社営業担当に直接お渡しいただくか、同梱の返信用封筒で本書末尾に記載のサポートパック登録受付センター宛にご返送ください**。お客さま登録カードに基づく登録が、お客さまが本サービスを受ける条件になります。万一上記の期間内にご返送いただけなかった場合、お客さまは本サービスを受けられないことがあります。

(ご注意)

保証書には、ご購入日が記載されていることをご確認ください。保証書にご購入日の記載がない場合は、ご購入日が確認できるもの(対象機器の領収書等)の写しを同封してください。それらの書類が同封されていない場合は、当該対象機器本体の NEC における出荷月末日をご購入日とみなしますので、ご注意ください。

## **5. 消費税率変更時の税差額の負担について**

消費税等相当額については、対象機器のご購入日時点の消費税率で申し受けます。消費税率の変更(増加)があった場合、当社は当該変更後の保守契約期間に係る税差額を別途申し受けますので、本パックのご購入元の指定する方法によりお支払いください。

## **サービスのご利用にあたって**

### **1. 登録後のオプション機器増設(サポート対象機器の追加)について**

登録後にサポート対象オプション機器を増設された場合や、オプション製品に増設機器を追加された場合は、必ず当社にご連絡ください。当該機器について本サービスを受けるためには、機器追加の手続が必要です。

Mate/VersaPro SupportPack G8  
引取修理 内容と条件

目次

第1章 対象機器	- 1 -
1. 対象機器	- 1 -
第2章 登録	- 1 -
1. 登録申請	- 1 -
第3章 本サービスの内容および契約条件	- 2 -
1. 本サービスの内容	- 2 -
2. 除外作業	- 2 -
3. 本サービスの提供期間	- 3 -
4. 本サービスの提供時間帯	- 3 -
5. お客さまの負担する費用	- 3 -
6. お客さまと対象機器の所有者が異なる場合の取扱い	- 3 -
7. お客さまの協力	- 4 -
8. 責任の制限	- 4 -
9. 老朽化装置の取扱い等	- 4 -
10. 交換部品の所有権	- 5 -
11. 設置場所の変更	- 5 -
12. 再委託	- 5 -
13. 秘密保持	- 5 -
14. マイナンバーの取扱い	- 5 -
15. 権利義務の譲渡禁止	- 6 -
16. 損害賠償	- 6 -
17. 本サービスのご利用中止	- 6 -
18. 本サービスの提供中止	- 6 -
19. 反社会的勢力の排除	- 6 -
20. 存続条項	- 7 -
21. 合意管轄	- 7 -
22. 協議	- 7 -

## 第1章 対象機器

### 1. 対象機器

対象機器は、第2章に記載された登録手続きに基づき当社に登録され、かつ日本国内に設置された NEC 製 PC 本体および本体に内蔵される NEC 製 PC 用オプション機器、マウス、キーボードのハードウェア製品(以下「対象機器」といいます。)です(ディスプレイは対象外です。)。なお、お客さまが本サービスを受けられるのは、本サポートパック 1パッケージにつき NEC 製 PC 本体 1台とします。

※ドライブ等に個人番号(マイナンバー)情報が含まれている場合、当該部品に対する本サービスの提供はマイナンバー法上の「個人番号関係事務又は個人番号利用事務の委託」に該当するため、本サービスの対象外となります。

## 第2章 登録

### 1. 登録申請

- (1) 本サービスをご利用いただくには、「はじめにお読みください」の「4. 【重要】お客さま登録カードのご記入とご返送をお願いします。」に従い、お客さま登録カードによる情報登録(以下「登録申請」といいます。)が必要です。
- (2) お客さまの登録申請の不備等により登録がおこなえない場合は、お客さま登録カードの受領日から 30 日以内に、当社が定める方法によりその旨をお客さまに通知します。この場合、お客さまが本パックに領収書その他の本パックの購入を証するものを添付してご購入元にご返却くだされば、本パックの購入代金をお返しいたします。
- (3) お客さま登録カードの受領日から 30 日以内に、当社から登録の可否について何らの連絡もおこなわない場合、当該期間の満了をもって登録が完了したものとします。

## 第3章 本サービスの内容および契約条件

### 1. 本サービスの内容

(1) 本サービスの内容は次の各号に定めるとおりとします。

① 障害原因切分けおよび特定

対象機器に不時の障害(対象機器の正常な使用ができない状態をいいます。以下同じとします。)が発生した旨のお客さまからのご連絡※を受けた場合、その障害発生箇所を切り分け、原因と考えられるハードウェアを特定します。ご連絡の際は、お客さま登録カードに記載いただいたお客さま情報、対象機器の型番・製造号機を通知するものとします。なお、いかなる場合においてもソフトウェアの障害については、本サービスの範囲外とします。

※当社は、お客さまに対し事前通知のうえ、問い合わせ窓口の連絡先を変更する場合があります。

② 障害復旧修理

障害箇所特定の結果、ハードウェアが原因の場合、当社指定の配送業者により故障した対象機器(以下「故障機器」といいます。)を回収のうえ、必要な障害復旧修理を実施し、お客さまに返却いたします。修理に必要な部品代は、「5. お客さまの負担する費用」①の有寿命部品を除き、本サービス料金に含まれます。

ドライブを交換する場合、データ書き込みのないブランクのドライブと交換し、お客さまに機器を引き渡します。この際、お客さまのご希望があればハードディスクの内容を工場出荷時状態まで復旧します。以降のシステム環境の復旧作業(OSセットアップ、ファイルやデータの復旧等)はお客さまでおこなうものとします。

(2) 本サービスの提供にあたり使用される言語は、お客さまおよび当社ともに日本語のみとします。

(3) 本サービスの一部または全部につき、対象機器の製造元の都合により事前の通知なく変更される場合があります。

### 2. 除外作業

次の各号に定める作業は、本サービスに含まれないものとします。ただし、当社は、その必要が認められる場合は、お客さまと別途協議のうえ実施時期、対価の額その他の必要事項を決定し、当該作業をおこないます。また、(10)～(14)に定める作業については、その実施が可能な場合には別途保守料金の見積を提示するものとします。

(1) 対象機器のとり外し作業

(2) お客さまの要求による対象機器の改造

(3) ソフトウェア(BIOS、ドライバー、修正モジュール等を含みます。)のインストール作業

(4) 修理によるパーツ交換にともなう OS やアプリケーションのアクティベーション(認証)に関する作業

(5) お客さまが設定したパスワードの解除

(6) 本体カバーその他の鍵の紛失にともなう開錠および部品交換

(7) 対象機器の清掃、点検および運転

(8) 対象機器内のデータの保護

(9) ノートパソコン、無停電電源装置等のバッテリー、フロッピーディスク等の記録媒体、乾電池、その他の消耗品の供給等

(10) 部品が自然消耗、磨耗、劣化し、または使用頻度、経過時間、使用環境等に関する NEC 所定の基準を超えた場合における修理

(11) 天災地変その他当社の責に帰すことのできない事由により対象機器に生じた故障(対象機器の仕様の如何によらず内部へ侵入した液体・塵埃もしくは衝撃・振動・落下等により生じた故障等)の修理

(12) 「7. お客さまの協力義務」(1)④に定める設置環境条件に反したことにより対象機器に生じた故障の修理

(13) 当社の指定品以外の消耗品および記録媒体の使用または消耗品および記録媒体の保管不備により生じた故障の修理

(14) お客さままたは第三者による対象機器の不適切な使用(取扱マニュアルに反した使用を含む。)または取扱い(輸送、移動時の落下、衝撃等を含む。)により生じた故障の修理

(15) ソフトウェアに起因する事故の調査および故障の修理

- (16) 当社が承諾した以外の者が作成したプログラム、ハードウェア等に起因する事故の調査および故障の修理
- (17) 対象機器の塗装および仕上げ作業ならびに当該作業に必要な資材の供給
- (18) 対象機器外部の電気作業および対象機器に関する回線接続のための立会い
- (19) 障害復旧修理の実施後における、対象機器を含むシステムの稼働状況の確認
- (20) 対象機器内のデータの保護、バックアップおよび削除
- (21) 対象機器の代替機の貸し出し
- (22) 当社の供給によらないオプション機器、補助部品、付属品等の修理
- (23) 対象機器に関する教育の実施
- (24) お客様が対象機器に対しおこなった個別設定の復旧作業、お客様が開発したアプリケーションの復旧作業およびお客様データの復旧作業
- (25) 機器の故障原因の報告
- (26) 予備品の調達、保管
- (27) 前各号に定めるほか、本章1. に含まれない作業

### **3. 本サービスの提供期間**

- (1) 本サービスの提供期間は、お客様のご登録申請日にかかわらず、対象機器のご購入日から、本パックに定められた年数(お客様登録カードの上部(商品名)に記載の年数)とします。
- (2) 上記(1)にかかわらず、対象機器の製造打切後 5 年を経過した場合、当社は、本サービスの実施を打ち切るものとします。この場合でも、お支払済みの代金は返金いたしません。

### **4. 本サービスの提供時間帯**

本サービスの対応時間は以下のとおりです。

- (1) 障害受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:30  
(国民の祝日、法律の定める休日および当社の定める休日は除く)
- (2) 装置引き取り・配送時間 月曜日～日曜日 9:00～20:00
- (3) 当社営業日の 8:30～17:30 に障害対応依頼を受け付け(障害対応依頼を当社が受け付けた日を以下「受付日」といいます。)、当社が受付日の 16:00 までに引取修理が必要と判断した場合、受付日を基準日として、お客様のご登録設置場所まで対象機器を引き取る手配をおこないます。なお引き取りは当社提携配会社にておこなわれます。  
受付日の 16:00 までに当社が引取修理の要否の判断ができない場合は、その翌営業日が基準日となります。当社は対象機器の修理完了後、お客様のご登録設置場所に対象機器を返却いたします。当社は、原則として、基準日の翌営業日に引き取りをおこないますが、一部離島については翌営業日以降となる場合があります。また交通事情、天候、対象機器の設置場所等の条件により到着時間が遅れる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

### **5. お客様の負担する費用**

本サービスに要する費用のうち次の各号に定めるものについては、お客様の負担とします。

- ① 当社が別途指定する「有寿命部品」の部品代
- ② 対象機器設置場所が離島の場合、対象機器の運送費

### **6. お客様と対象機器の所有者が異なる場合の取扱い**

- (1) お客様と対象機器の所有者が異なる場合は、お客様が自己の費用と責任において本書の内容につき対象機器の所有者の承認を得るとともに当社が本サービスをおこなうために必要な措置をとるものとします。
- (2) お客様が上記(1)の対応をおこなわなかった場合、当社は本サービスの実施義務を免れるとともに、これにより生じた損害について一切責任を負わないものとします。



## **7. お客さまの協力**

- (1) お客さまは、本サービスの提供を受けるにあたり、次の各号に定める事項を、自己の費用と責任で実施し、または承諾するものとします。
  - ① お客さまは、当社が提携する配送業者に対象機器の引渡しをおこなうこと。対象機器は電源、ネットワーク、ラック等からとり外しされており、かつ必要な梱包がおこなわれていなければならない(または配送業者により梱包可能な状態にしておく)こと
  - ② 当社は、本サービスに基づく修理が完了した対象機器を、対象機器が梱包された状態でお客さまに引渡すこと。引渡し完了後の対象機器の接続(電源・ネットワーク等)、動作確認、設定その他の作業は、お客さまの費用と責任で実施すること
  - ③ 対象機器に記録されたデータ、ソフトウェア等の保持および管理の責任はお客さまにあることに鑑み、対象機器の故障もしくは不適切な使用または本サービスの実施にともなう対象機器の停止／再起動等によるコンピュータ・プログラムおよびデータの破壊、消滅に備え、自己の費用と責任で適切な措置を講じておくこと。かかる措置を怠った場合、当社は一切責任を負わないこと
  - ④ 対象機器本体に添付のマニュアル等に記載されている「設置に適した場所」に対象機器を設置し、常にその環境を整備、維持すること
  - ⑤ 対象機器を正しく運用するために、対象機器に関する操作マニュアル等で指定された日常保守・操作手順等を遵守すること
  - ⑥ 本サービスを受けるために必要な情報(お客さま情報、型番・製造号機を含む)を管理すること
  - ⑦ 配送業者への引渡まで、お客さまは対象機器内の個人情報その他の秘密情報をあらかじめ消去するものとし、お客さまがこの義務を怠ったことにより発生した損害に関しては、当社は一切責任を負わないこと

## **8. 責任の制限**

- (1) 当社は、対象機器の障害にともない発生した、お客さまの損害については、何ら責任を負わないものとします。
- (2) 対象機器に係る当社の責任は、配送業者から故障機器の引渡しを受けたときから、当社が本サービスをおこなった故障機器(以下「修理完了機器」といいます。)を配送業者に引渡した時点までとし、輸送中に発生した故障機器および修理完了機器の破損、故障、紛失または故障機器に含まれる情報の滅失、毀損その他一切の事故に関しては、当社は一切責任を負わないものとします。
- (3) 当社は、当社により提供される本サービスに不備があり適切に完了しない場合(本サービスの実施後、3ヶ月以内に同一原因による同一障害が再発した場合をいい、以下「契約不適合」といいます。)は、当該契約不適合状態の是正のために必要な本サービスを繰り返し実施するものとします。
- (4) 当社が前号の契約不適合責任を負うのは、本サービスに契約不適合がある旨のお客さまの書面による通知を作業の日から3ヶ月以内に受領した場合に限られるものとします。ただし、当社が契約不適合の存在を知っていた場合は、この限りではありません。
- (5) 上記(3)に基づく作業の繰り返しの実施が、本サービスの実施にかかる契約不適合に関して当社がお客さまに負う責任のすべてであって、当該契約不適合により生じた損害については何ら責任を負わないものとします。
- (6) 本サービスの結果として、データ、ソフトウェアの再導入、再構築が必要となった場合、当社はその責任を負わないものとします。
- (7) 本サービスに関して生じたお客さまの損害のうち、間接的損害、逸失利益、派生的損害、第三者からお客さまになされた賠償責任に基づく損害、オペレーティングシステム、データその他のソフトウェアの破損、変更、もしくは消滅、またはお客さまのコンピュータもしくはネットワーク・システムが利用できなくなったことについて、当社は責任を負わないものとします。

## **9. 老朽化装置の取扱い等**

対象機器が老朽化し、正常な運転の維持が本サービスの提供によっても不可能であると当社が判断した場合は、お客さまと当社の間で別途協議のうえ当該対象機器の以後の取扱いを決定するものとします。

## **10. 交換部品の所有権**

本サービスの履行にともなって交換された故障部品(老朽部品を含みます。)の所有権は、すべて当社に帰属するものとします。

## **11. 設置場所の変更**

お客さまは、対象機器の設置場所を変更する場合は、変更日の 14 日前までに、変更後の設置場所と変更日を、本書末尾に記載のサポートバック登録受付センターに書面により通知するものとします。ただし、対象機器の設置場所は、日本国内に限られるものとします。

## **12. 再委託**

当社は、自己の費用と責任において、本サービスの全部または一部を第三者に再委託することができるものとします。また、当該第三者(以下「再委託先」といいます。))が、その受託した業務を別の第三者に更に委託する場合があることをお客さまはあらかじめ承諾するものとします。

## **13. 秘密保持**

- (1) お客さまおよび当社は、本サービスの提供に関連して知り得た相手方の業務上その他の情報であって、書面または電子データにより秘密である旨を指定されたもの(以下「秘密情報」といいます。))を、本サービス提供期間終了後 3 年間、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、第三者に開示または漏洩してはならないものとし、また、本書に基づく義務の履行以外の目的に使用しないものとします。
- (2) 上記(1)にかかわらず、次の各号の一に該当する情報については、秘密情報としてあつかわないものとします。
  - ① 一般に入手できる情報
  - ② 知得時にすでに保有していた情報
  - ③ 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
  - ④ 相手方の秘密情報を使用することなく独自に開発した情報
- (3) 当社は、お客さま登録カードに記載された個人情報(個人情報保護法に定める個人情報をいいます。))を、本サービスの提供およびその品質向上以外の目的のために使用しないものとします。
- (4) 当社は、本サービスに合理的に必要な範囲で、お客さまの秘密情報を再委託先に開示することができるものとします。この場合、本項に定める当社の義務と同等の義務を当該再委託先に課すものとします。
- (5) 上記(1)にかかわらず、お客さまおよび当社は、政府機関、裁判所等(以下「公的機関等」といいます。))から法令に基づき秘密情報の開示を要求された場合、①相手方に対し法律上認められる範囲内で当該開示要求の事実を事前に通知することにより秘密情報の開示差止命令または公開防止に必要な手続きをとる機会を与え、かつ、②当該公的機関等に対し秘密情報の秘密性に即した取扱いがなされるよう要請したうえで、当該公的機関等に対して当該秘密情報を開示することができるものとします。

## **14. マイナンバーの取扱い**

- (1) 当社は、本サービスに関して個人番号(「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)」第2条第5項に定めるものをいいます。))をその内容に含む電子データ(対象製品に保存されているものを含みます。))および印刷物等(以下「電子データ等」と総称します。))を取扱わず、お客さまから受領したメモリダンプ内の個人番号をその内容に含む電子データを再現しないものとします。
- (2) お客さまは、対象機器または対象機器に内蔵される記憶装置等(記録媒体を含みます。))に個人番号をその内容に含む電子データが保存される可能性がある場合、個人番号の収集および取扱いを防止するための措置として、当該対象機器および当該記憶装置等に対するログイン認証および電子データの暗号化等のアクセス制御をおこなうものとします。なお、当該アクセス制御がおこなわれていないことが判明した場合、当社は、当該アクセス制御の実施またはその他の必要な措置が講じられるまで、合理的な範囲内で本サービスの一部または全部の提供を中断できるものとします。
- (3) お客さまは、本サービスに関して当社に対し個人番号をその内容に含む電子データ等を提出する場合、事前に当社に対してその旨を通知するものとします。当社は、当該事前通知なく受領した電子データ等に

つき個人番号をその内容に含まないものとして取扱うものとします。なお、当該事前通知なしに受領した電子データ等に個人番号が含まれていることが判明した場合、直ちに当該電子データ等の取扱いを中止し、これをお客さまに返却または破棄することができるものとします。

- (4) 当社は、本サービスに関して当社がお客さまから受領した対象機器もしくは記憶装置等または電子データに個人番号が含まれている場合、当該個人番号につき何らの責任を負わないものとします。

## **15. 権利義務の譲渡禁止**

お客さまは、当社の書面による事前の承諾を得ることなく、本パックに基づく自己の権利または義務の全部または一部を第三者に譲渡し、担保に供し、または承継させてはならないものとします。

## **16. 損害賠償**

- (1) お客さまおよび当社が本書に関連して損害賠償義務を負う場合、賠償の対象となる損害の範囲は、相手方に現実に発生した直接かつ通常の範囲の損害に限られるものとします。
- (2) お客さまおよび当社の負担する損害賠償の累積金額は、本サポートパックの代金として当社がお客さまから受領した総額を超えないものとします。
- (3) お客さまおよび当社は、相手方が本書に違反した場合であっても、自己が被る損害または損失を最小限にとどめる義務を負うものとします。
- (4) お客さままたは当社による本条の損害賠償の請求は、請求原因の如何を問わず、本サービスに基づく履行義務違反を知り得た時から1年以内に限りおこなうことができるものとします。

## **17. 本サービスのご利用中止**

お客さまが本サービスのご利用を途中で中止した場合、および当社が本章18の規定により本サービスの全部または一部の提供を中止した場合でも、お支払済みの代金は、減額、返金いたしません。

## **18. 本サービスの提供中止**

- (1) 当社は、お客さま(お客さまと対象機器の所有者が異なる場合は、対象機器の所有者を含みます。)が次の各号の一に該当する場合は、何らの催告を要せず直ちに本サービスの全部または一部の提供を中止することができるものとします。
- ① 本書19の規定に違反したとき
  - ② 差押、仮差押、仮処分、競売の申立もしくは租税滞納処分を受け、または破産、会社更生もしくは民事再生手続その他これらに類する手続の申立がなされたとき
  - ③ 自ら振出しもしくは引受けた手形または小切手につき、不渡処分を受ける等支払停止状態に至ったとき
  - ④ 営業の廃止または解散の決議をしたとき
  - ⑤ その他財産状態が悪化したとき、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき
- (2) 当社は、お客さまが本書に定める義務を履行せず、相当の期間を定めて催告をおこなった後、当該期間内に当該違反が是正されないときは、本サービスの全部もしくは一部の提供を中止することができるものとします。ただし、当該期間を経過したときにおける債務不履行が取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでないものとします。
- (3) お客さまは、自己が第1号各号の一に該当する場合、当社に対し負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、直ちにこれを弁済するものとします。

## **19. 反社会的勢力の排除**

- (1) 当社は、お客さま(その役員および従業員を含みます。また、お客さまと対象機器の所有者が異なる場合は、対象機器の所有者ならびにその役員および従業員を含みます。)が次の各号の一に該当する場合は、何らの催告を要せず直ちに本サービスの全部または一部の提供を中止することができるものとします。また、本章13の定めにかかわらず、次の各号の一に該当する情報は秘密情報には含まれないものとします。

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体または暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」と総称します。）であったこと
  - ② 反社会的勢力を利用したこと
  - ③ 反社会的勢力に資金提供その他の便宜を供与する等反社会的勢力の維持運営に協力しまたは関与したこと
  - ④ 反社会的勢力が経営を支配していると認められること（実質的に経営に関与していると認められる場合を含みます。）
  - ⑤ 前各号のほか、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
  - ⑥ 自らまたは第三者を利用して、相手方に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用い、相手方の名誉や信用を毀損し、また、相手方の業務を妨害すること
  - ⑦ 自らまたは第三者を利用して、当社に対し法的な責任を超えた不当な要求行為をおこなうこと
- (2) お客さまは、自己またはその役員もしくは従業員（お客さまと対象機器の所有者が異なる場合は、対象機器の所有者ならびにその役員および従業員を含みます。）が上記(1)のいずれかに該当し、または該当する可能性があることが判明した場合は、直ちに当社に通知するものとします。
- (3) 当社は、上記(1)に基づき本サービスの提供を中止した場合は、これにより被った損害の賠償をお客さまに請求することができるものとし、また、これによりお客さまに生じた損害については、一切その賠償の責任を負わないものとします。
- (4) 当社は、お客さまが本章19. (1)各号の一に違反した疑いがあると合理的に認められる場合は、当該違反の有無を確認することを目的として調査をおこなうことができるものとし、お客さまは、当該調査に協力するものとします。

## **20. 存続条項**

本サービスが終了した場合であっても、次の規定は、対象事項がある限りなお有効に存続するものとします。

- ① 「8. 責任の制限」
- ② 「13. 秘密保持」
- ③ 「14. マイナンバーの取扱い」(3)
- ④ 「15. 権利義務の譲渡禁止」
- ⑤ 「16. 損害賠償」
- ⑥ 「17. 本サービスのご利用中止」
- ⑦ 「18. 本サービスの提供中止」(3)
- ⑧ 「19. 反社会的勢力の排除」(3)
- ⑨ 「20. 存続条項」
- ⑩ 「21. 合意管轄」

## **21. 合意管轄**

本サービスに関するお客さまと当社間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としてこれを解決します。

## **22. 協議**

本書に定めのない事項、本書記載の条項中疑義の生じた事項および本書の変更については、お客さまおよび当社で別途協議のうえこれを決定します。

以上

[NECフィールドイング返送片]

※2枚目は「お客さま控え」ですので返送せず、お手元で保管してください。

※記入例はご利用の手引きの最終ページをご確認ください。  
太枠内をご記入ください。

Mate/VersaPro SupportPackG8 引取修理 お客さま登録カード

NECフィールドイング

(商品名) Mate/VersaPro SupportPackG8 引取修理(ディスプレイ除外)	(型番)	(対応時間)	Mate/VersaPro SupportPackG8の 引取修理製品シリアルNo.
--	------	--------	---

記入例 太枠内を埋めてください

「Mate/VersaPro SupportPackG8 引取修理 ご利用の手引き」に記載の内容に同意し、下記の通り登録を申請いたします。

(お客さま情報)

ご記入日 20 21 年 12 月 17 日

ご登録内容	登録者 <small>(サポートパックの所有者など)</small>	サービスを受ける機器の設置場所 <small>(当該機器の取扱業者が同く場所)</small>
	(ふりがな) 法人・団体名	にちでんふどうさん かぶしきかいしゃ 日電不動産 株式会社
	ご住所	〒 100-0000 東京 港区 三田 1-4-0
	ご所属	情報システム部
	(ふりがな) お名前	にちでん ごろう 日電 五郎
	T E L	03-1234-5678
	E-mailアドレス	nichiden@fielding.co.jp
		にちでんふどうさん かぶしきかいしゃ 日電不動産 株式会社
	〒 210-0000 神奈川県 川崎市 川崎区 富士見 1-1-0	
	神奈川県 川崎市 神奈川営業所	
	にちでん さぶろう 日電 三郎	
	044-123-4567	
	sabu-nichi@fielding.co.jp	

(対象機器の内容)

—PC本体—

ご購入日	20 21 年 12 月 10 日
型名(型番)	PC- PC-MKE35BZG9
製造番号	XXXXXXXX1A

—オプション機器— (記入欄が足りない場合は別紙を添付してください)

型名(型番)	型名(型番)	型名(型番)
PC- PC-P-HHB109	PC- PC-P-KBETL7	PC-
PC- PC-P-MSE809	PC- PC-P-EUEPB7	PC-
PC- PC-P-C8BM29	PC- PC-P-KEEV17	PC-
PC- PC-P-NWB2B7	PC-	PC-
PC- PC-P-GRERA9	PC-	PC-

保証書のコピーを添付してください。

(本紙にご記入いただきました内容についてのお問い合わせ先) ※NECフィールドイングからの問い合わせ先

お名前	野役 花子	TEL	048-123-4567
法人・団体名	株式会社野役テクノロジー		

登録申請についての問い合わせ先：NECフィールドイング(株) 電話 03-3452-7429

NECフィールドイングは、お客さまが本サービスに関連してNECフィールドイングに届け出た情報のうち個人情報に含まれる場合には、本サービスの提供以外の目的に利用しないものとします。但し、法令により開示が求められた場合およびお客さまの同意が得られた場合を除きます。

※下記欄は記入不要

受付確認	年 月 日	EDP登録	登録完了 返却日	メモ
拠点責任者	印			

お客さま → 受付センター → 受注拠点  
お客さま → 受注拠点

(バーコードラベル貼付位置)

[保管：契約終了後2年]

